

釧路地域 6 市町村合併協議会規約に関する協議書

釧路市長、釧路町長、阿寒町長、鶴居村長、白糠町長及び音別町長（以下「関係市町村の長」という。）は、釧路地域 6 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係市町村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第 1 協議して定める事項

- 1 規約第 4 条（協議会の事務所）
- 2 規約第 5 条第 2 項（委員の定数）
- 3 規約第 6 条第 1 項（会長）
- 4 規約第 7 条第 2 項（会長の職務の代理）
- 5 規約第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 2 項（委員）
- 6 規約第 13 条第 2 項（事務局）
- 7 規約第 14 条（経費の負担）
- 8 規約第 15 条第 1 項（監査）

第 2 協議して定めた事項

- 1 規約第 4 条に規定する協議会の事務所について
協議会の事務所は、釧路市に置く。
- 2 規約第 5 条第 2 項に規定する委員の定数について
委員の定数は、会長及び副会長を含め 116 人とする。
- 3 規約第 6 条第 1 項に規定する会長について
会長は、釧路市長をもって充てる。
- 4 規約第 7 条第 2 項に規定する会長の職務の代理について
会長の職務を代理する者は、白糠町長をもって充てる。
- 5 規約第 8 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 2 項に規定する委員につ

いて

(1) 規約第8条第1項第4号及び第5号の委員の定数は、第4号に規定する委員にあつては各5人、第5号に規定する委員にあつては各10人とする。

(2) 規約第8条第2項に規定する委員は、関係市町村の長が別に協議して定める。

6 規約第13条第2項に規定する事務局について
事務局の組織及び運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

釧路地域6市町村合併協議会事務局規程（別紙）

7 規約第14条に規定する協議会に要する経費について
協議会に要する経費の負担方法は、次のとおりとする。

(1) 関係市町村は、各関係市町村の住民に対する合併協議会の広報紙発行に要する経費相当額について、それぞれ関係市町村に係る額を負担する。

(2) 関係市町村は、合併協議会の経費から前号に定める額を除いた額について、均等して負担する。

8 規約第15条第1項に規定する監査について
監査を行う者は、釧路町及び鶴居村の監査委員各1人とする。

第3 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、関係市町村の長が協議して定めるものとする。

第5 協議の発効

この協議は、平成14年10月2日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書6通を作成し、関係市町村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成14年10月2日

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市

釧路市長 綿貫健輔

釧路郡釧路町別保1丁目1番地

釧路町

釧路町長 菅原澄

阿寒郡阿寒町中央1丁目4番1号

阿寒町

阿寒町長 佐々木三男

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村

鶴居村長 錠者和三郎

白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

白糠町

白糠町長 棚野孝夫

白糠郡音別町本町1丁目40番地

音別町

音別町長 高野武